

〔訂正（追加）日：令和6年7月1日〕
7月1日に提供した資料について、
下記のとおり訂正（追加）いたします。

報道発表資料
令和6年7月1日
島根県土木部土木総務課
建設産業対策室 武田・花岡
電話 0852-22-5320・5388

入札参加資格の取消と監督処分について

1. 事実概要

県央県土整備事務所管内の業者が、互いの「取締役」を同一人物が兼ねていた（以下「人的関係」という）にも関わらず、入札参加資格申請時の提出書類にその旨を記載せず、虚偽の申請を行いました。

また、入札参加時にも同様の虚偽の資料提出を行い、入札に参加していました。

これにより、入札参加資格の取消及び営業停止の処分を行うこととします。

【参考】

人的関係にある業者は、同一人物が両社の経営権等に関与しており、両社の入札価格を決定又は影響力を行使しうる立場にあるため、公正・公平な入札が阻害される恐れがあることから、同一入札への参加が制限される。

2. 処分対象事業者

- ・(有)大田技建工業：島根県大田市仁摩町仁万572-2
- ・(有)石橋工務所：島根県大田市仁摩町仁万569-1

3. 入札参加資格の取消（2社共通）

(1) 概要

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱第10条の規定に基づく入札参加資格の認定の取消（詳細別紙のとおり）

(2) 取消の期間

- ・令和6年7月2日から令和7年3月31日まで
(令和4～6年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿)

4. 建設業法に基づく監督処分（2社共通）

(1) 概要

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止処分（詳細別紙のとおり）

(2) 営業停止の期間

- ・令和6年7月2日から7月16日まで（15日間）

5. その他

- ・処分対象業者が施工していた工事及び業務委託については、契約を解除しました。

- ・契約を解除した工事及び業務委託

(西部地区)

- ① (有)大田技建工業
・R5ゼロ県 銀山川外 県単河川等維持管理業務（契約解除日：6/11）

- ② (有)石橋工務所

22号

- ・潮川外 河川災害復旧工事（5災19号、20号、21号）

（同：6/28）

- ・（主）温泉津川本線（福光1工区）防安交付金（災害防除）工事（補正）
(同：6/13)

入札参加資格取消の概要

1. 入札参加資格取消対象業者及び措置内容

商号又は名称 許可番号	代表者氏名	住 所	措置内容
(有)大田技建工業 島根県知事許可 第6324号	石橋 真弓	島根県大田市 仁摩町仁万572-2	令和4～6年度島根県建設工事等入札参加資格の取消
(有)石橋工務所 島根県知事許可 第4062号	森田 憲幸	島根県大田市 仁摩町仁万569-1	令和4～6年度島根県建設工事等入札参加資格の取消

2. 事実概要

(有)大田技建工業及び(有)石橋工務所は人的関係があるにも関わらず、入札参加資格申請時の提出書類にその旨を記載せず申請を行った。

また、入札時の提出書類にも人的関係がある旨を記載せず、同一入札に参加していた。

3. 取消しの理由等

(有)大田技建工業及び(有)石橋工務所が虚偽の申請を行ったことは、「島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱」第3条(7)の競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなつたため、入札参加資格の取消を行う。

建設業法に基づく監督処分の概要

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

監督処分庁 島根県

商号又は名称	有限会社大田技建工業	代表者氏名	石橋 真弓
主たる営業所の所在地	島根県大田市仁摩町仁万572-2		
許可番号	島根県知事許可 第6324号	許可を受けている建設業の種類	土、と

商号又は名称	有限会社石橋工務所	代表者氏名	森田 憲幸
主たる営業所の所在地	島根県大田市仁摩町仁万569-1		
許可番号	島根県知事許可 第4062号	許可を受けている建設業の種類	土、と、舗、しゅ、水

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和6年7月1日	処分を行った者	島根県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第2号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

1 停止を命ぜる営業の範囲

(1) 有限会社大田技研工業

建設業に関するすべての営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(2) 有限会社石橋工務所

土木一式工事業、とび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注2) 「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

令和6年7月2日から令和6年7月16日までの15日間

処分の原因となった事実	建設業法第28条第1項第2号（公共工事に係る不正行為）
入札参加資格申請時及び入札参加時に提出した「業態調書」に虚偽の記載をした。 このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。	
その他参考となる事項	